

前橋市監査委員公表第11号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年8月8日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 前橋市監査委員 | 根 | 岸 | 隆 | 夫 |
| 同       | 長 | 岡 | 敏 | 夫 |
| 同       | 鈴 | 木 | 俊 | 司 |
| 同       | 近 | 藤 |   | 昇 |

# 文化スポーツ観光部工事監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年4月12日～7月11日

措置通知書提出日 令和4年7月27日

| 監 査 結 果<br>(指摘・要望事項)   | 指摘事項に対する措置内容及び<br>要望事項に対する考え方等   |
|--|--|
| <p>【監査対象所属：観光政策課】</p> <p>1 製品検査の事前協議について（指摘事項）</p> <p>前橋市新設道の駅建築工事 工事監理業務において、受注者は設計図書である建築工事監理業務委託共通仕様書で定められている製品検査における事前協議を監督員と行っていなかった。</p> <p>業務委託契約約款では、発注者及び受注者は約款に基づき、設計図書に従い契約を履行しなければならないとあることから、監督員は受注者に対して設計図書である仕様書にのっとった、適正な工事監理業務の実施を指導するよう改善されたい。</p> | <p>監査結果を踏まえ、受注者と建築工事監理業務委託共通仕様書を確認し、家具の製品検査の実施に先立ち、監督員及び受注者間で事前協議を実施した。</p> <p>また、再発防止のため、監査結果について課内で情報共有を行った。</p> |